

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年2月14日提出
【計算期間】	UBSブラジル・リアル債券投信（毎月分配型） 第33特定期間 UBSブラジル・リアル債券投信（年2回決算型） 第33期 （自 2024年5月21日至 2024年11月20日）
【ファンド名】	UBSブラジル・リアル債券投信（毎月分配型） UBSブラジル・リアル債券投信（年2回決算型）
【発行者名】	UBSアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
 主として、ブラジルの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② ファンドの基本的性格

<UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）>

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上

の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（債券 公債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<UBSブラジル・リアル債券投信（年2回決算型）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変異型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（債券 公債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

- (1)株式
- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2)債券
- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 主として、ブラジル・リアル建て債券に投資を行うファンドです。

・UBSブラジル・リアル債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、ブラジル・リアル建て国債等を中心に投資を行います。

※ただし、米ドル建て債券にも投資を行う場合があり、その場合は、原則として米ドル売り／現地通貨(リアル)買いの為替取引を行い、実質的に現地通貨(リアル)建てとなるように運用します。

・実質外貨建資産(主に現地通貨(リアル)建て)については、原則として対円での為替ヘッジを行います。したがって、現地通貨(リアル)と円の為替変動の影響を受けます。

■ ブラジル・リアル債券市場

- ・ブラジル国債は、リアル建てと外貨建ての2種類が発行されています。
当ファンドは、ブラジル国内発行のリアル建て国債を主な投資対象とします。

【ブラジル国債の種類】

		発行地域	
		ブラジル国内	ブラジル国外
発行通貨	リアル建て	■ 固定利付債 ■ 割引債 ■ 国庫金融債 ■ インフレ連動債	■ ブラジル連邦共和国グローバル債
	米ドル建て等	なし	■ ブラジル連邦共和国債

当ファンドの主な投資対象

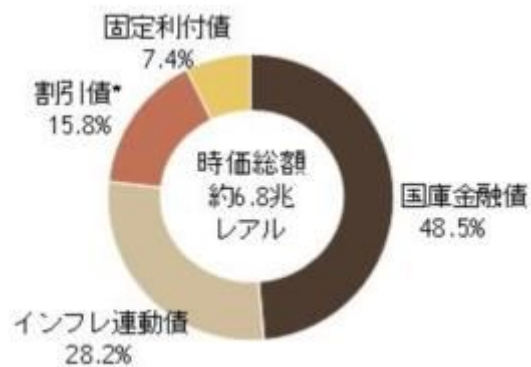
固定利付債：発行時に定められたクーポンが償還まで変わらない、通常の債券。

割引債：額面未満で発行され、満期時に額面で償還される、いわゆる「ゼロクーポン債」。

国庫金融債：政策金利によって変動するクーポン相当額が、償還時に一括して支払われる債券。

インフレ連動債：元本が、物価指数に応じて変動する債券。

ブラジル国内発行・リアル建て国債の種類別シェア



2024年11月末現在

*国庫金融債とは、政策金利（セリックレート）によって変動するクーポン相当額が償還時に一括して支払われる債券です。

※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

出所：ブラジル財務省のデータを基に当社作成

※上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

2 マザーファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。

- ・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
- ・委託先名称：UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー
(UBS Asset Management (Americas) LLC)

◎ ファンドの仕組み

〔ファミリーファンド方式について〕

当ファンドは「UBSブラジル・レアル債券マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 運用プロセス

- ・投資ユニバースを、主としてブラジル・レアル建ての国債とし、残存年数に応じて4つに分類します。
- ・ポートフォリオは、ブラジル・レアル建て国債市場全体における、残存年数別の時価総額比率を参照して構築します。



2024年11月末現在 ※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

ブラジル・レアル建て国債市場の時価総額の変化に伴って、残存年数別構成の比率は変化します。

3 「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

※詳しくは、後記「分配方針」をご覧ください。

◎ 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一発行体の発行する有価証券への実質投資割合は、原則として10%以内とします。ただし、国債もしくは政府機関債またはこれらと同等の信用を有する有価証券を除きます。なお、設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合は、この限りではありません。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◎ 分配方針

■ 毎月分配型

毎月の決算時(原則として毎月20日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。

[毎月分配型のイメージ図]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■ 年2回決算型

年2回の決算時(原則として毎年5月20日および11月20日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定するものとします。

[年2回決算型のイメージ図]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
				分配金						分配金	

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※同ファンドとも委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

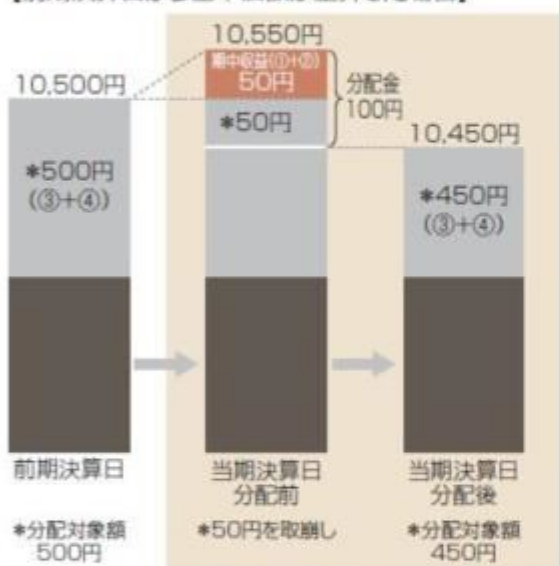
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



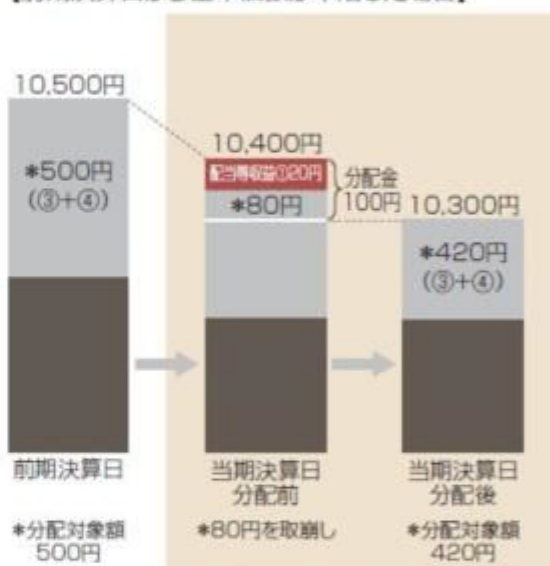
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】



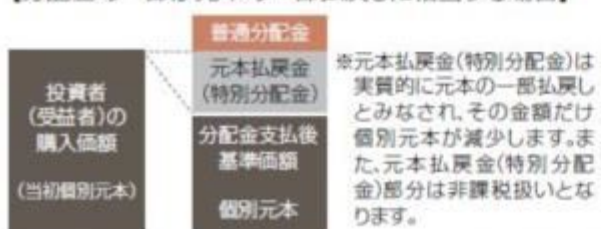
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

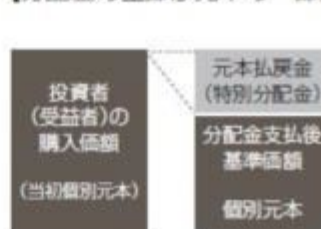
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2008年 7月17日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2015年 8月15日

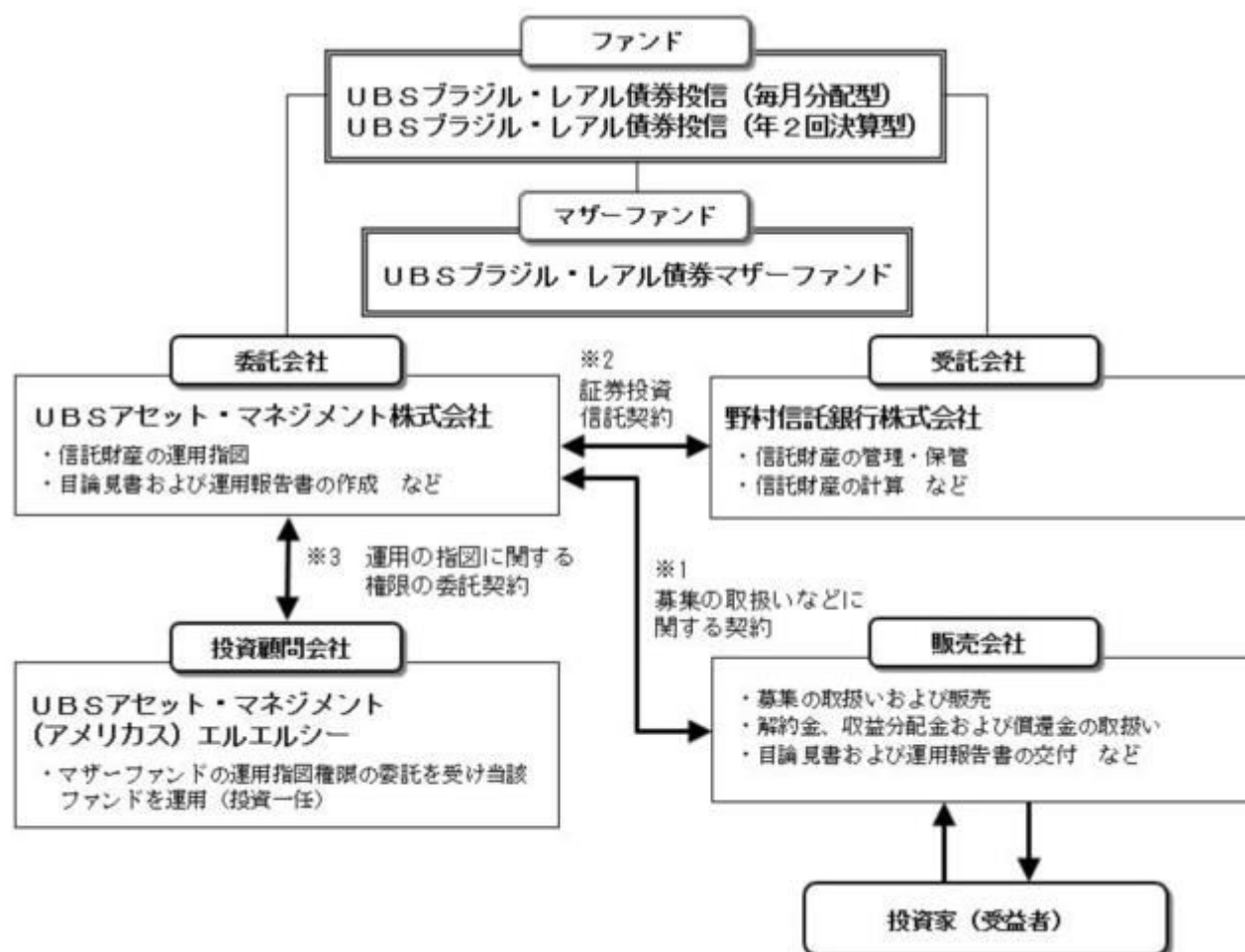
・ファンドの信託期間を5年間延長

2016年 8月20日

- ・マザーファンドの運用指図権限の委託先をUBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクへ変更
2022年 8月20日
- ・ファンドの信託期間を5年間延長

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- ※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年11月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

2024年4月2日 : クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① マザーファンドへの投資を通じて、主としてブラジルの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券に投資を行います。ただし、米ドル建債券にも投資を行う場合があります、その場合は、原則として米ドル売り／現地通貨買いの為替取引を行い、実質的に現地通貨建てとなるように運用を行います。
- ② 投資成果を、ブラジル債券市場の動向に概ね連動させるように運用を行います。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。
- ④ マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
- ⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

<UBSブラジル・リアル債券投信（毎月分配型）>

<UBSブラジル・リアル債券投信（年2回決算型）>

UBSブラジル・リアル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるUBSブラジル・リアル債券マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～7)の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもの）

のをいいます。）

- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 17) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 18) 外国の者に対する権利で17)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、8)ならびに13)の証券または証書のうち1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および8)ならびに13)の証券または証書のうち2)から6)までの性質を有するものおよび10)に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、9)および10)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、外国為替予約の指図、資金の借入を行うことができます。

<UBSブラジル・リアル債券マザーファンド>

ブラジルの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。ただし、米ドル建債券にも投資を行う場合があり、その場合は、原則として米ドル売り／現地通貨買いの為替取引を行い、実質的に現地通貨建てとなるように運用を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法

施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等

- 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～7)の証券または証書の性質を有するもの
 - 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 17) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 18) 外国の者に対する権利で17)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、8)ならびに13)の証券または証書のうち1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および8)ならびに13)の証券または証書のうち2)から6)までの性質を有するものおよび10)に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、9)および10)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、外国為替予約の指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

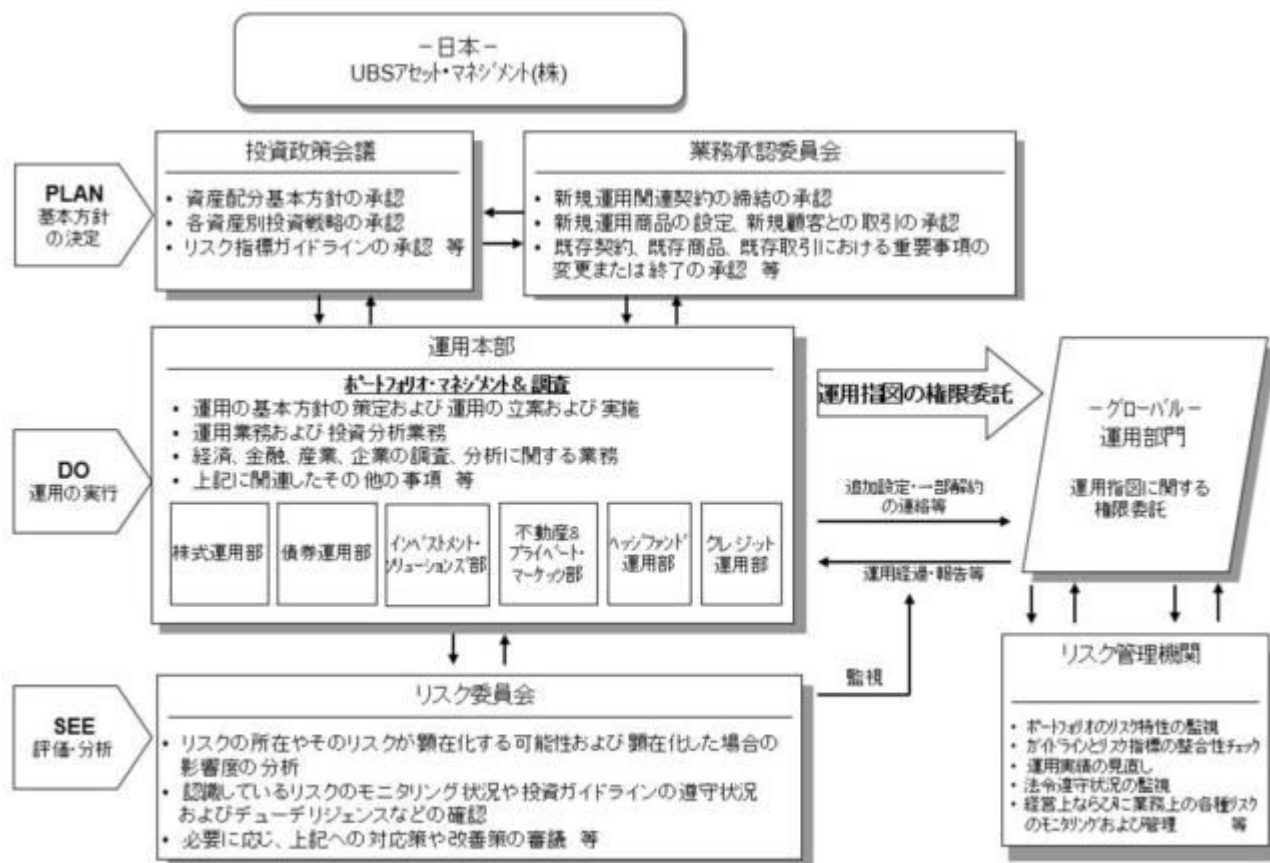
<UBSブラジル・リアル債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資対象	ブラジルの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。ただし、米ドル建債券にも投資を行う場合があり、その場合は、原則として米ドル売り／現地通貨買いの為替取引を行い、実質的に現地通貨建てとなるように運用を行います。
投資方針	① ブラジルの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。ただし、米ドル建債券にも投資を行う場合があり、その場合は、原則として米ドル売り／現地通貨買いの為替取引を行い、実質的に現地通貨建てとなるように運用を行います。 ② 投資成果を、ブラジル債券市場の動向に概ね連動させるように運用を行います。 ③ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。 ④ 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。 ⑤ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとし、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則として10%以内とします。ただし、国債もしくは政府機関債またはこれらと同等の信用を有する有価証券を除きます。なお、設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合は、この限りではありません。 ⑤ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2024年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

＜UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）＞

毎決算時（毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。なお、第1期決算日は平成20年10月20日とします。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 2) 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記1)の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜UBSブラジル・レアル債券投信（年2回決算型）＞

毎決算時（毎年5月20日および11月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、上記1)の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3) 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）＞

＜UBSブラジル・レアル債券投信（年2回決算型）＞

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 同一発行体の発行する有価証券への実質投資割合は、原則として10%以内とします。ただし、国債もしくは政府機関債またはこれらと同等の信用を有する有価証券を除きます。なお、設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合は、この限りではありません。
- 5) デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- 6) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。
- 9) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取

引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

- ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 11) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ) 11)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ヘ) 11)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下11)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下11)において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ト) 11)において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) デリバティブ取引等に係る投資制限
- デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約の指図
- 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

16) 資金の借入

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<UBSブラジル・リアル債券マザーファンド>

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとし、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則として10%以内とします。ただし、国債もしくは政府機関債またはこれらと同等の信用を有する有価証券を除きます。なお、設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合は、この限りではありません。
- 5) デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- 6) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ホ) 11) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 11) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下11) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下11) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ト) 11) において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 法令による投資制限
- 1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
 - 2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。
 - 3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主としてブラジルの債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また原則として円に対する為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは実質的に公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1) 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

2) 信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

② カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

なお、当ファンドが実質的に投資を行うブラジルの債券投資には以下のようなリスクおよび留意点があります。

1) 格付けに関する留意点

ブラジルの債券は、格付けがより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。また、ブラジルの発行国としての信用力等の変化、あるいはブラジルの企業等の発行体としての業績や財務内容等の変化による格付けの変更や、特定の債券の信用度に関する市場の考え方が変わることによって、債券価格が大きく変動することがあります。

2) 経済状況および政治的、社会的な変化に伴うリスク

ブラジルにおいて、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、大きくなる傾向があると考えられ、また、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。

3) 流動性、制度、インフラストラクチャーに係るリスク

ブラジルの証券市場は、先進国と比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であると考えられ、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、元利金支払いの不履行および遅延等が生じた場合、投資資金の回収が困難となる可能性があります。また、市況動向の取引量等の状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

4) 企業情報の開示等に係るリスク

ブラジルにおける企業情報の開示等の基準は、先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

<その他の留意点>

① 短期金融商品の信用リスク

ファンド資産を現地通貨建ての短期社債および短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

② 買付および換金申込に係る制限

・買付または換金の申込日が、サンパウロ証券取引所およびサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。

③ クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

④ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜投資信託に関する一般的なリスク＞

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

※上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔毎月分配型〕

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。

※年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.3	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△32.1	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	8.7	14.6	21.6	11.6	△1.6	5.3	6.7

※上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

〔年2回決算型〕

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。

※年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.7	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△32.4	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	8.8	14.6	21.6	11.6	△1.6	5.3	6.7

※上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

■各資産クラスの指数 日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み) 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース) 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) 日本国債：NOMURA-BPI国債 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円換算ベース) (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について 騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。 - 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) 東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。 - MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース) - MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 - NOMURA-BPI国債 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 - FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 - JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円換算ベース) JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3% (税抜3.0%) が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.705% (税抜1.55%) の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.55%	0.75%	0.75%	0.05%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税（ブラジル市場における金融取引税*（IOF）を含みます。）、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生都度信託財産中から支弁します。
*ブラジル債券投資にかかる金融取引税は2024年11月末現在ありません。なお、ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、税率および取扱いが変更になることがあります。
- ② 売買委託手数料等
組入る有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生都度信託財産中から支弁します。
- ③ その他の諸費用
以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 信託財産に係る監査費用
 2. 受益権の管理事務に関連する費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記1. から6. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年0.10%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

前記1. から6. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

- ④ 上記①から③の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
 2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
 3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
 4. 信託財産に関する租税：有価証券売買や為替取引等の都度発生する取引に関する税金（ブラジル市場における金融取引税（IOF）を含みます。）等
 5. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※上記「（4）その他の手数料等」の①および②については、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額についても、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

- ① 個人受益者の場合
- 1) 収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
 - 2) 解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
- ② 法人受益者の場合
- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について

は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

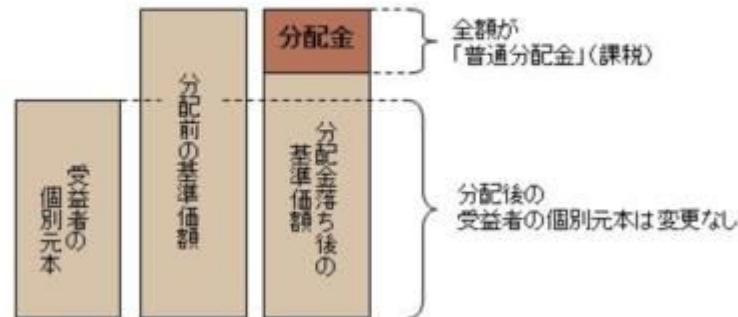
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

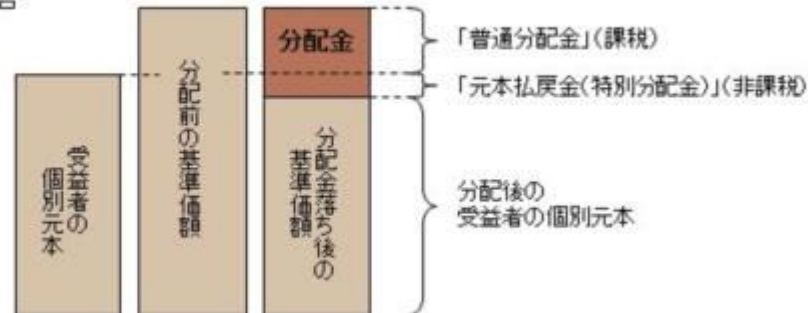
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率
[毎月分配型]

対象期間:2024年5月21日~2024年11月20日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.84%	1.72%	0.12%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[年2回決算型]

対象期間:2024年5月21日~2024年11月20日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.86%	1.72%	0.14%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

(注2)上記の費用には、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【UBSブラジル・リアル債券投信（毎月分配型）】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,914,672,124	99.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	32,437,799	0.47
合計(純資産総額)		6,947,109,923	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	UBSブラジル・リアル債券マザーファンド	3,570,521,597	2.0752	7,409,546,419	1.9366	6,914,672,124	99.53

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.53
合計	99.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第14特定期間末（2015年 5月20日）	19,151	19,249	0.6854	0.6889
第15特定期間末（2015年11月20日）	14,905	15,097	0.5417	0.5487
第16特定期間末（2016年 5月20日）	17,389	17,621	0.5243	0.5313
第17特定期間末（2016年11月21日）	36,732	36,998	0.5525	0.5565
第18特定期間末（2017年 5月22日）	56,670	57,054	0.5898	0.5938
第19特定期間末（2017年11月20日）	58,785	59,174	0.6039	0.6079
第20特定期間末（2018年 5月21日）	41,755	42,078	0.5167	0.5207
第21特定期間末（2018年11月20日）	33,256	33,514	0.5150	0.5190
第22特定期間末（2019年 5月20日）	25,991	26,219	0.4569	0.4609
第23特定期間末（2019年11月20日）	21,666	21,788	0.4440	0.4465
第24特定期間末（2020年 5月20日）	12,680	12,781	0.3128	0.3153
第25特定期間末（2020年11月20日）	10,921	10,938	0.3225	0.3230
第26特定期間末（2021年 5月20日）	9,596	9,611	0.3362	0.3367
第27特定期間末（2021年11月22日）	8,383	8,396	0.3285	0.3290
第28特定期間末（2022年 5月20日）	9,529	9,540	0.4338	0.4343
第29特定期間末（2022年11月21日）	8,713	8,722	0.4478	0.4483
第30特定期間末（2023年 5月22日）	9,030	9,039	0.5034	0.5039
第31特定期間末（2023年11月20日）	9,558	9,567	0.5844	0.5849
第32特定期間末（2024年 5月20日）	9,111	9,118	0.6034	0.6039
第33特定期間末（2024年11月20日）	7,501	7,508	0.5430	0.5435
2023年11月末日	9,398	—	0.5759	—
12月末日	9,173	—	0.5670	—
2024年 1月末日	9,213	—	0.5816	—
2月末日	9,231	—	0.5939	—
3月末日	9,139	—	0.5944	—
4月末日	9,171	—	0.6040	—
5月末日	8,961	—	0.5956	—
6月末日	8,684	—	0.5802	—
7月末日	7,923	—	0.5415	—
8月末日	7,368	—	0.5173	—
9月末日	7,440	—	0.5285	—
10月末日	7,507	—	0.5380	—
11月末日	6,947	—	0.5067	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第14特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	0.0210
第15特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	0.0350
第16特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	0.0420
第17特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	0.0300
第18特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	0.0240
第19特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	0.0240
第20特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	0.0240
第21特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	0.0240
第22特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	0.0240
第23特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	0.0165
第24特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	0.0150
第25特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	0.0090
第26特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	0.0030
第27特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	0.0030
第28特定期間	2021年11月23日～2022年 5月20日	0.0030
第29特定期間	2022年 5月21日～2022年11月21日	0.0030
第30特定期間	2022年11月22日～2023年 5月22日	0.0030
第31特定期間	2023年 5月23日～2023年11月20日	0.0030
第32特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	0.0030
第33特定期間	2024年 5月21日～2024年11月20日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第14特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	△9.8
第15特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	△15.9
第16特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	4.5
第17特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	11.1
第18特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	11.1
第19特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	6.5
第20特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	△10.5
第21特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	4.3
第22特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	△6.6
第23特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	0.8
第24特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	△26.2
第25特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	6.0
第26特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	5.2
第27特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	△1.4
第28特定期間	2021年11月23日～2022年 5月20日	33.0
第29特定期間	2022年 5月21日～2022年11月21日	3.9
第30特定期間	2022年11月22日～2023年 5月22日	13.1

第31特定期間	2023年 5月23日～2023年11月20日	16.7
第32特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	3.8
第33特定期間	2024年 5月21日～2024年11月20日	△9.5

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第14特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	996,713,032	3,013,022,778
第15特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	2,770,252,313	3,199,895,974
第16特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	7,641,974,428	1,988,790,148
第17特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	37,910,495,623	4,592,306,315
第18特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	44,918,799,233	15,327,031,165
第19特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	18,504,032,294	17,237,890,648
第20特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	4,935,639,798	21,470,683,206
第21特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	1,438,482,261	17,666,317,484
第22特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	3,258,135,026	10,944,243,286
第23特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	1,065,208,087	9,158,287,714
第24特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	539,243,383	8,807,576,185
第25特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	280,922,659	6,948,804,861
第26特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	69,506,031	5,388,740,261
第27特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	57,024,642	3,080,466,949
第28特定期間	2021年11月23日～2022年 5月20日	49,165,984	3,605,176,014
第29特定期間	2022年 5月21日～2022年11月21日	36,110,925	2,543,017,468
第30特定期間	2022年11月22日～2023年 5月22日	46,898,744	1,567,287,844
第31特定期間	2023年 5月23日～2023年11月20日	22,428,527	1,604,094,772
第32特定期間	2023年11月21日～2024年 5月20日	15,949,021	1,273,819,831
第33特定期間	2024年 5月21日～2024年11月20日	56,538,524	1,340,898,395

【UBSブラジル・リアル債券投信（年2回決算型）】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,230,758,449	99.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	16,106,909	0.50
合計（純資産総額）		3,246,865,358	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	UBSブラジル・リアル債券マザーファンド	1,668,263,167	2.0752	3,461,979,725	1.9366	3,230,758,449	99.50

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第14計算期間末（2015年 5月20日）	7,141	7,141	1.1203	1.1203
第15計算期間末（2015年11月20日）	6,394	6,394	0.9420	0.9420
第16計算期間末（2016年 5月20日）	8,296	8,296	0.9896	0.9896
第17計算期間末（2016年11月21日）	14,970	14,970	1.1040	1.1040
第18計算期間末（2017年 5月22日）	20,011	20,011	1.2266	1.2266
第19計算期間末（2017年11月20日）	20,408	20,408	1.3060	1.3060
第20計算期間末（2018年 5月21日）	13,580	13,580	1.1645	1.1645
第21計算期間末（2018年11月20日）	11,533	11,533	1.2184	1.2184
第22計算期間末（2019年 5月20日）	9,990	9,990	1.1339	1.1339
第23計算期間末（2019年11月20日）	8,722	8,722	1.1417	1.1417
第24計算期間末（2020年 5月20日）	6,004	6,004	0.8341	0.8341
第25計算期間末（2020年11月20日）	5,035	5,035	0.8836	0.8836
第26計算期間末（2021年 5月20日）	4,816	4,816	0.9296	0.9296
第27計算期間末（2021年11月22日）	4,365	4,365	0.9160	0.9160
第28計算期間末（2022年 5月20日）	4,654	4,654	1.2210	1.2210
第29計算期間末（2022年11月21日）	3,920	3,920	1.2689	1.2689
第30計算期間末（2023年 5月22日）	4,052	4,052	1.4368	1.4368
第31計算期間末（2023年11月20日）	4,194	4,194	1.6781	1.6781
第32計算期間末（2024年 5月20日）	4,027	4,027	1.7421	1.7421
第33計算期間末（2024年11月20日）	3,487	3,487	1.5759	1.5759
2023年11月末日	4,125	—	1.6535	—
12月末日	3,945	—	1.6296	—
2024年 1月末日	4,001	—	1.6730	—

2月末日	4,041	—	1.7100	—
3月末日	4,015	—	1.7127	—
4月末日	4,056	—	1.7423	—
5月末日	3,972	—	1.7193	—
6月末日	3,835	—	1.6763	—
7月末日	3,531	—	1.5654	—
8月末日	3,356	—	1.4964	—
9月末日	3,420	—	1.5307	—
10月末日	3,458	—	1.5598	—
11月末日	3,246	—	1.4705	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第14期	2014年11月21日～2015年 5月20日	0.0000
第15期	2015年 5月21日～2015年11月20日	0.0000
第16期	2015年11月21日～2016年 5月20日	0.0000
第17期	2016年 5月21日～2016年11月21日	0.0000
第18期	2016年11月22日～2017年 5月22日	0.0000
第19期	2017年 5月23日～2017年11月20日	0.0000
第20期	2017年11月21日～2018年 5月21日	0.0000
第21期	2018年 5月22日～2018年11月20日	0.0000
第22期	2018年11月21日～2019年 5月20日	0.0000
第23期	2019年 5月21日～2019年11月20日	0.0000
第24期	2019年11月21日～2020年 5月20日	0.0000
第25期	2020年 5月21日～2020年11月20日	0.0000
第26期	2020年11月21日～2021年 5月20日	0.0000
第27期	2021年 5月21日～2021年11月22日	0.0000
第28期	2021年11月23日～2022年 5月20日	0.0000
第29期	2022年 5月21日～2022年11月21日	0.0000
第30期	2022年11月22日～2023年 5月22日	0.0000
第31期	2023年 5月23日～2023年11月20日	0.0000
第32期	2023年11月21日～2024年 5月20日	0.0000
第33期	2024年 5月21日～2024年11月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第14期	2014年11月21日～2015年 5月20日	△10.1
第15期	2015年 5月21日～2015年11月20日	△15.9
第16期	2015年11月21日～2016年 5月20日	5.1
第17期	2016年 5月21日～2016年11月21日	11.6
第18期	2016年11月22日～2017年 5月22日	11.1
第19期	2017年 5月23日～2017年11月20日	6.5
第20期	2017年11月21日～2018年 5月21日	△10.8

第21期	2018年 5月22日～2018年11月20日	4.6
第22期	2018年11月21日～2019年 5月20日	△6.9
第23期	2019年 5月21日～2019年11月20日	0.7
第24期	2019年11月21日～2020年 5月20日	△26.9
第25期	2020年 5月21日～2020年11月20日	5.9
第26期	2020年11月21日～2021年 5月20日	5.2
第27期	2021年 5月21日～2021年11月22日	△1.5
第28期	2021年11月23日～2022年 5月20日	33.3
第29期	2022年 5月21日～2022年11月21日	3.9
第30期	2022年11月22日～2023年 5月22日	13.2
第31期	2023年 5月23日～2023年11月20日	16.8
第32期	2023年11月21日～2024年 5月20日	3.8
第33期	2024年 5月21日～2024年11月20日	△9.5

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第14期	2014年11月21日～2015年 5月20日	1,069,353,844	885,204,543
第15期	2015年 5月21日～2015年11月20日	1,107,403,571	694,116,591
第16期	2015年11月21日～2016年 5月20日	2,182,282,723	586,673,835
第17期	2016年 5月21日～2016年11月21日	7,665,635,953	2,489,473,741
第18期	2016年11月22日～2017年 5月22日	6,737,239,516	3,982,190,269
第19期	2017年 5月23日～2017年11月20日	3,261,505,853	3,949,003,602
第20期	2017年11月21日～2018年 5月21日	603,406,935	4,568,709,576
第21期	2018年 5月22日～2018年11月20日	232,006,100	2,428,325,760
第22期	2018年11月21日～2019年 5月20日	660,300,274	1,315,516,073
第23期	2019年 5月21日～2019年11月20日	108,699,959	1,279,325,390
第24期	2019年11月21日～2020年 5月20日	587,151,853	1,028,893,890
第25期	2020年 5月21日～2020年11月20日	896,925	1,499,820,844
第26期	2020年11月21日～2021年 5月20日	6,500,420	524,221,029
第27期	2021年 5月21日～2021年11月22日	7,956,554	423,625,574
第28期	2021年11月23日～2022年 5月20日	80,395,508	1,033,984,767
第29期	2022年 5月21日～2022年11月21日	1,678,943	724,182,315
第30期	2022年11月22日～2023年 5月22日	57,747,639	326,490,924
第31期	2023年 5月23日～2023年11月20日	52,804,012	374,223,910
第32期	2023年11月21日～2024年 5月20日	1,242,934	188,529,502
第33期	2024年 5月21日～2024年11月20日	5,103,948	104,322,415

（参考）

UBSブラジル・リアル債券マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。
 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ブラジル	10,067,236,734	99.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	78,454,958	0.77
合計（純資産総額）		10,145,691,692	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	2,300,000	39,083.84	898,928,391	39,235.16	902,408,789	－	2027/9/1	8.89
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10%	32,600,000	2,461.72	802,523,095	2,443.21	796,488,789	10	2027/1/1	7.85
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	2,000,000	39,138.18	782,763,711	39,240.45	784,809,072	－	2026/3/1	7.74
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	1,900,000	38,994.48	740,895,194	39,095.32	742,811,141	－	2028/9/1	7.32
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	1,800,000	38,948.68	701,076,400	39,014.48	702,260,754	－	2029/9/1	6.92
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10%	29,700,000	2,372.89	704,749,092	2,337.27	694,170,424	10	2029/1/1	6.84
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6%	5,600,000	10,912.86	611,120,600	10,922.84	611,679,340	6	2026/8/15	6.03
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	1,400,000	38,900.18	544,602,615	38,964.88	545,508,338	－	2030/9/1	5.38
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	1,350,000	39,138.63	528,371,596	39,248.14	529,850,009	－	2027/3/1	5.22
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10%	22,100,000	2,306.53	509,744,764	2,255.91	498,557,205	10	2031/1/1	4.91
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	1,200,000	39,148.86	469,786,363	39,278.57	471,342,943	－	2025/3/1	4.65
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	1,200,000	38,987.81	467,853,797	39,053.41	468,640,960	－	2029/3/1	4.62
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6%	4,300,000	10,653.46	458,099,100	10,676.19	459,076,329	6	2030/8/15	4.52
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LFT /FRN	1,150,000	39,153.25	450,262,376	39,284.21	451,768,511	－	2025/9/1	4.45
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10%	15,000,000	2,597.31	389,596,901	2,602.55	390,383,658	10	2025/1/1	3.85
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 0%	15,100,000	2,336.18	352,763,408	2,330.18	351,858,379	－	2025/7/1	3.47
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 0%	12,000,000	2,051.93	246,232,677	2,034.52	244,142,957	－	2026/7/1	2.41
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 0%	10,000,000	2,184.81	218,481,038	2,170.96	217,096,076	－	2026/1/1	2.14
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6%	1,900,000	10,756.19	204,367,670	10,757.00	204,383,060	6	2028/8/15	2.01

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（注）割引債、国庫金融債など利率が表示できないものについては、「－」と表示しております。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	99.23
合計	99.23

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (％)
為替予約取引	ブラジル・レアル	売建	1,455,618.70	38,000,000	36,486,101	△0.36

《参考情報》

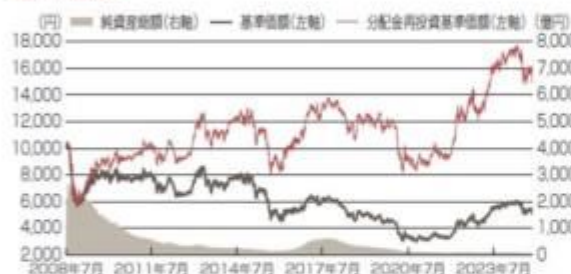
運用実績

○最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

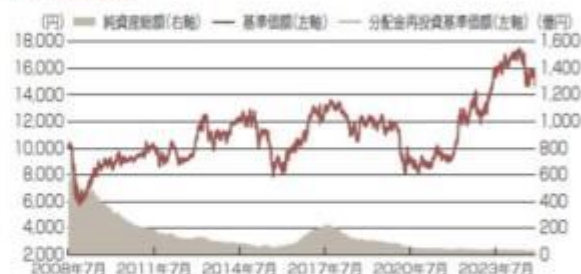
○運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2024年11月29日現在)

毎月分配型



年2回決算型



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

毎月分配型

2024年7月	5円
2024年8月	5円
2024年9月	5円
2024年10月	5円
2024年11月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	6,630円

年2回決算型

2022年11月	0円
2023年5月	0円
2023年11月	0円
2024年5月	0円
2024年11月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2024年11月29日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	種類	償還期限	利率	投資比率
1 BRAZIL-LFT /FRN	国債証券	2027年9月1日	—	8.89%
2 BRAZIL NTN-F 10%	国債証券	2027年1月1日	10%	7.85%
3 BRAZIL-LFT /FRN	国債証券	2026年3月1日	—	7.74%
4 BRAZIL-LFT /FRN	国債証券	2028年9月1日	—	7.32%
5 BRAZIL-LFT /FRN	国債証券	2029年9月1日	—	6.92%
6 BRAZIL NTN-F 10%	国債証券	2029年1月1日	10%	6.84%
7 BRAZIL NTN-B 6%	国債証券	2026年8月15日	6%	6.03%
8 BRAZIL-LFT /FRN	国債証券	2030年9月1日	—	5.38%
9 BRAZIL-LFT /FRN	国債証券	2027年3月1日	—	5.22%
10 BRAZIL NTN-F 10%	国債証券	2031年1月1日	10%	4.91%

※割引債、国庫金融債など利率が表示できないものについては、「—」と表示しております。

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

※各ファンドの純資産総額に対し、毎月分配型は99.53%、年2回決算型は99.50%マザーファンドを組入れています。

年間収益率の推移(2024年11月29日現在)

毎月分配型



年2回決算型



※2024年は年初から11月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がサンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数に乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 申込単位（当初元本1口＝1円）
1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日がサンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限
該当事項はありません。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

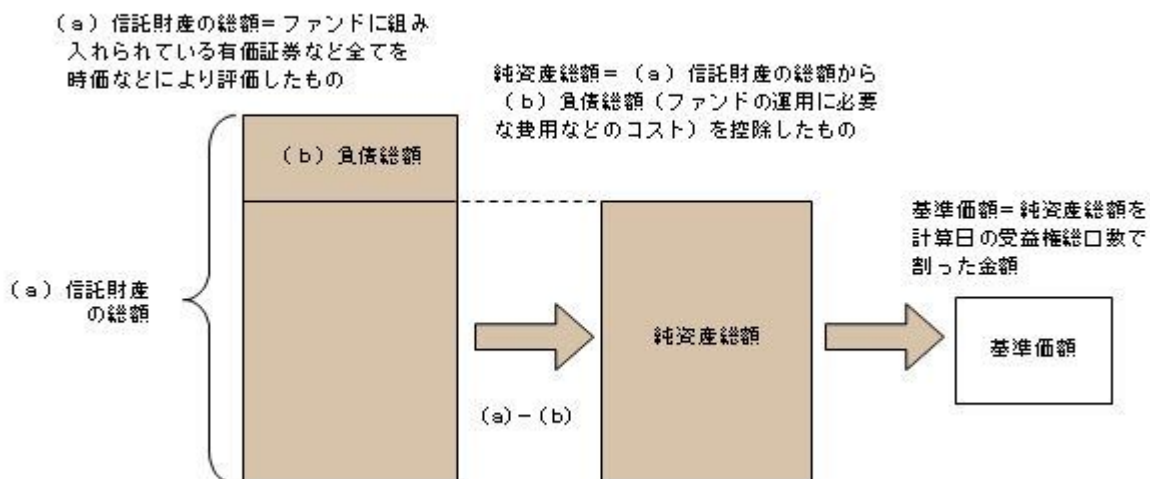
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。
 <主な資産の評価方法>
 ◇マザーファンド受益証券
 基準価額計算日の基準価額で評価します。
 ◇外国公社債
 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。
 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
 ・価格情報会社の提供する価額
 ※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
 ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2028年11月20日までとします（2008年7月17日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

<UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）>

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

<UBSブラジル・レアル債券投信（年2回決算型）>

毎年5月21日から11月20日まで、11月21日から翌年5月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

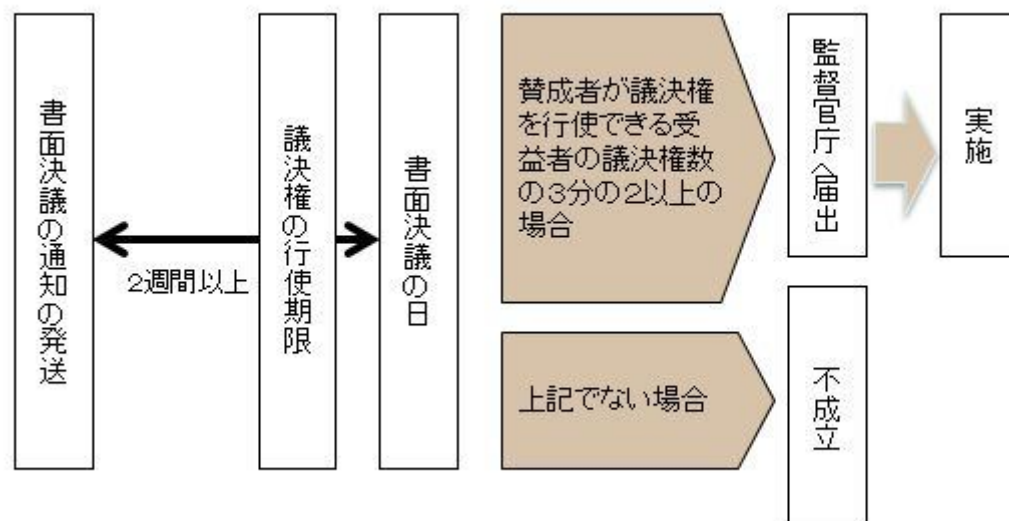
4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じるこ

とができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
 - ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス <https://www.ubs.com/japanfunds/>
- ⑦ 関係法人との契約について
 - ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

UBSブラジル・リアル債券投信（毎月分配型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年 5月21日から2024年 11月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

UBSブラジル・リアル債券投信（年2回決算型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間(2024年 5月21日から2024年11月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBSブラジル・リアル債券投信（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年 5月20日現在	当期 2024年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,650,248	37,372,243
親投資信託受益証券	9,066,229,954	7,464,126,168
未収入金	48,000,000	22,000,000
未収利息	12	112
流動資産合計	9,158,880,214	7,523,498,523
資産合計	9,158,880,214	7,523,498,523
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,549,203	6,907,023
未払解約金	28,322,948	4,587,047
未払受託者報酬	381,527	339,742
未払委託者報酬	11,445,825	10,192,189
その他未払費用	178,228	191,339
流動負債合計	47,877,731	22,217,340
負債合計	47,877,731	22,217,340
純資産の部		
元本等		
元本	15,098,406,407	13,814,046,536
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,987,403,924	△6,312,765,353
（分配準備積立金）	1,614,023,864	1,897,717,693
元本等合計	9,111,002,483	7,501,281,183
純資産合計	9,111,002,483	7,501,281,183
負債純資産合計	9,158,880,214	7,523,498,523

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	当期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
営業収益		
受取利息	632	13,612
有価証券売買等損益	412,155,327	△798,103,786
営業収益合計	412,155,959	△798,090,174
営業費用		
支払利息	16,571	-
受託者報酬	2,515,678	2,206,893
委託者報酬	75,470,229	66,206,667
その他費用	1,151,931	1,189,614
営業費用合計	79,154,409	69,603,174
営業利益又は営業損失（△）	333,001,550	△867,693,348
経常利益又は経常損失（△）	333,001,550	△867,693,348
当期純利益又は当期純損失（△）	333,001,550	△867,693,348
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,435,231	△16,033,776
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,797,422,914	△5,987,403,924
剰余金増加額又は欠損金減少額	528,987,984	592,838,206
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	528,987,984	592,838,206
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,598,729	23,600,926
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,598,729	23,600,926
分配金	46,807,046	42,939,137
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,987,403,924	△6,312,765,353

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2024年 5月20日現在	当期 2024年11月20日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	15,098,406,407口	13,814,046,536口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,987,403,924円で す。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,312,765,353円で す。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6034円 (6,034円)	0.5430円 (5,430円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日		当期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	
1. 分配金の計算過程 自 2023年11月21日 至 2023年12月20日		1. 分配金の計算過程 自 2024年 5月21日 至 2024年 6月20日	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 38,246,949円	C	収益調整金額 41,364,394円
D	分配準備積立金額 1,577,930,667円	D	分配準備積立金額 1,599,667,149円
E	当ファンドの分配対象収益額 1,616,177,616円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,641,031,543円
F	10,000口当たり収益分配対象額 998円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,093円
G	10,000口当たり分配金額 5円	G	10,000口当たり分配金額 5円
H	収益分配金金額 8,095,750円	H	収益分配金金額 7,502,452円
自 2023年12月21日 至 2024年 1月22日		自 2024年 6月21日 至 2024年 7月22日	
A	費用控除後の配当等収益額 100,119,164円	A	費用控除後の配当等収益額 80,174,319円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 37,824,957円	C	収益調整金額 40,650,450円
D	分配準備積立金額 1,541,859,989円	D	分配準備積立金額 1,554,938,707円
E	当ファンドの分配対象収益額 1,679,804,110円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,675,763,476円
F	10,000口当たり収益分配対象額 1,056円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,143円
G	10,000口当たり分配金額 5円	G	10,000口当たり分配金額 5円
H	収益分配金金額 7,950,364円	H	収益分配金金額 7,325,577円
自 2024年 1月23日 至 2024年 2月20日		自 2024年 7月23日 至 2024年 8月20日	
A	費用控除後の配当等収益額 46,304,335円	A	費用控除後の配当等収益額 36,196,408円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 37,786,277円	C	収益調整金額 39,877,579円
D	分配準備積立金額 1,620,835,553円	D	分配準備積立金額 1,586,004,643円
E	当ファンドの分配対象収益額 1,704,926,165円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,662,078,630円
F	10,000口当たり収益分配対象額 1,080円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,164円
G	10,000口当たり分配金額 5円	G	10,000口当たり分配金額 5円
H	収益分配金金額 7,886,403円	H	収益分配金金額 7,136,206円
自 2024年 2月21日 至 2024年 3月21日		自 2024年 8月21日 至 2024年 9月20日	
A	費用控除後の配当等収益額 25,045,295円	A	費用控除後の配当等収益額 12,637,453円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 37,222,330円	C	収益調整金額 39,804,102円
D	分配準備積立金額 1,622,565,740円	D	分配準備積立金額 1,599,746,091円
E	当ファンドの分配対象収益額 1,684,833,365円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,652,187,646円

F	10,000口当たり収益分配対象額	1,092円	F	10,000口当たり収益分配対象額	1,168円
G	10,000口当たり分配金額	5円	G	10,000口当たり分配金額	5円
H	収益分配金金額	7,710,541円	H	収益分配金金額	7,068,942円
	自 2024年 3月22日			自 2024年 9月21日	
	至 2024年 4月22日			至 2024年10月21日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	943,398円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	37,036,295円	C	収益調整金額	39,718,498円
D	分配準備積立金額	1,619,585,730円	D	分配準備積立金額	1,589,317,734円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,656,622,025円	E	当ファンドの分配対象収益額	1,629,979,630円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,087円	F	10,000口当たり収益分配対象額	1,164円
G	10,000口当たり分配金額	5円	G	10,000口当たり分配金額	5円
H	収益分配金金額	7,614,785円	H	収益分配金金額	6,998,937円
	自 2024年 4月23日			自 2024年10月22日	
	至 2024年 5月20日			至 2024年11月20日	
A	費用控除後の配当等収益額	23,542,340円	A	費用控除後の配当等収益額	342,208,099円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	36,980,951円	C	収益調整金額	39,509,855円
D	分配準備積立金額	1,598,030,727円	D	分配準備積立金額	1,562,416,617円
E	当ファンドの分配対象収益額	1,658,554,018円	E	当ファンドの分配対象収益額	1,944,134,571円
F	10,000口当たり収益分配対象額	1,098円	F	10,000口当たり収益分配対象額	1,407円
G	10,000口当たり分配金額	5円	G	10,000口当たり分配金額	5円
H	収益分配金金額	7,549,203円	H	収益分配金金額	6,907,023円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.45%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じた合計した金額			2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左		
3. その他費用 その他費用は、監査費用546,910円、目論見書印刷費用49,754円、ほふり費用84,217円および運用報告書印刷費用471,050円です。			3. その他費用 その他費用は、監査費用554,080円、目論見書印刷費用51,252円、ほふり費用77,470円および運用報告書印刷費用506,812円です。		

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	当期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

II.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 5月20日現在	当期 2024年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

種類	前期 2024年 5月20日現在	当期 2024年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	294,862,662	212,931,895
合計	294,862,662	212,931,895

（デリバティブ取引等に関する注記）
 該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

項目	前期 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	当期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
元本の推移		
期首元本額	16,356,277,217円	15,098,406,407円
期中追加設定元本額	15,949,021円	56,538,524円
期中一部解約元本額	1,273,819,831円	1,340,898,395円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****① 株式**

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	U B S ブラジル・リアル債券マザーファンド	3,596,822,556	7,464,126,168	
合 計		3,596,822,556	7,464,126,168	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【UBSブラジル・リアル債券投信（年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 2024年 5月20日現在	当期 2024年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,679,104	16,788,178
親投資信託受益証券	4,008,089,700	3,470,099,653
未収入金	39,000,000	39,000,000
未収利息	5	50
流動資産合計	4,066,768,809	3,525,887,881
資産合計	4,066,768,809	3,525,887,881
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,972,272	6,810,716
未払受託者報酬	1,096,789	996,830
未払委託者報酬	32,903,583	29,904,923
その他未払費用	883,966	851,920
流動負債合計	38,856,610	38,564,389
負債合計	38,856,610	38,564,389
純資産の部		
元本等		
元本	2,312,082,905	2,212,864,438
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,715,829,294	1,274,459,054
（分配準備積立金）	1,462,373,866	1,607,265,290
元本等合計	4,027,912,199	3,487,323,492
純資産合計	4,027,912,199	3,487,323,492
負債純資産合計	4,066,768,809	3,525,887,881

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	当期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
営業収益		
受取利息	258	6,029
有価証券売買等損益	182,451,906	△349,990,047
営業収益合計	182,452,164	△349,984,018
営業費用		
支払利息	7,125	-
受託者報酬	1,096,789	996,830
委託者報酬	32,903,583	29,904,923
その他費用	883,966	851,920
営業費用合計	34,891,463	31,753,673
営業利益又は営業損失（△）	147,560,701	△381,737,691
経常利益又は経常損失（△）	147,560,701	△381,737,691
当期純利益又は当期純損失（△）	147,560,701	△381,737,691
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	325,779	△14,199,189
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,694,706,408	1,715,829,294
剰余金増加額又は欠損金減少額	841,872	3,088,516
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	841,872	3,088,516
剰余金減少額又は欠損金増加額	126,953,908	76,920,254
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	126,953,908	76,920,254
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,715,829,294	1,274,459,054

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2024年 5月20日現在	当期 2024年11月20日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	2,312,082,905口	2,212,864,438口
2.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7421円 (17,421円)	1.5759円 (15,759円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日		当期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	79,761,170円	A 費用控除後の配当等収益額	210,306,886円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	1,524,125,535円	C 収益調整金額	1,461,905,022円
D 分配準備積立金額	1,382,612,696円	D 分配準備積立金額	1,396,958,404円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,986,499,401円	E 当ファンドの分配対象収益額	3,069,170,312円
F 10,000口当たり収益分配対象額	12,916円	F 10,000口当たり収益分配対象額	13,869円
G 10,000口当たり分配金額	0円	G 10,000口当たり分配金額	0円
H 収益分配金金額	0円	H 収益分配金金額	0円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.45%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額		2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左	
3. その他費用 その他費用は、監査費用427,753円、目論見書印刷費用21,908円、ほふり費用18,769円および運用報告書印刷費用415,536円です。		3. その他費用 その他費用は、監査費用373,200円、目論見書印刷費用22,716円、ほふり費用17,265円および運用報告書印刷費用438,739円です。	

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	当期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
-------------------	--	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年 5月20日現在	当期 2024年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 5月20日現在	当期 2024年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	179,503,511	△333,933,550
合計	179,503,511	△333,933,550

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	当期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
元本の推移		
期首元本額	2,499,369,473円	2,312,082,905円
期中追加設定元本額	1,242,934円	5,103,948円
期中一部解約元本額	188,529,502円	104,322,415円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBSブラジル・レアル債券マザーファンド	1,672,176,009	3,470,099,653	
合 計		1,672,176,009	3,470,099,653	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「UBSブラジル・レアル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSブラジル・レアル債券マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSブラジル・レアル債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 5月20日現在	2024年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	155,427,570	125,386,062
コール・ローン	32,505	26,753
国債証券	13,006,999,825	10,870,003,590
流動資産合計	13,162,459,900	10,995,416,405
資産合計	13,162,459,900	10,995,416,405
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	954,669	263,565
未払解約金	87,000,000	61,000,000
流動負債合計	87,954,669	61,263,565
負債合計	87,954,669	61,263,565
純資産の部		
元本等		
元本	5,746,195,954	5,268,998,565
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,328,309,277	5,665,154,275
元本等合計	13,074,505,231	10,934,152,840
純資産合計	13,074,505,231	10,934,152,840
負債純資産合計	13,162,459,900	10,995,416,405

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当特定期間および当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間および当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2024年 5月20日現在	2024年11月20日現在
1. 開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	5,746,195,954口	5,268,998,565口
2. 開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.2753円 (22,753円)	2.0752円 (20,752円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年 5月20日現在	2024年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年 5月20日現在	2024年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	284,151,760	387,850,242
合計	284,151,760	387,850,242

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2024年 5月20日現在）

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				

	ブラジル・レアル	87,000,000	—	87,954,669	△954,669
合計		87,000,000	—	87,954,669	△954,669

(2024年11月20日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ブラジル・レアル	61,000,000	—	61,263,565	△263,565
合計		61,000,000	—	61,263,565	△263,565

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- ② 開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
- イ) 開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ロ) 開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,295,533,460円	5,746,195,954円
期中追加設定元本額	474,677円	11,417,545円
期中一部解約元本額	549,812,183円	488,614,934円
2. 開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）	3,984,630,578円	3,596,822,556円
UBSブラジル・レアル債券投信（年2回決算型）	1,761,565,376円	1,672,176,009円
合計	5,746,195,954円	5,268,998,565円

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ブラジル・レアル	BRAZIL NTN-B 6%	5,600,000.00	24,380,751.38	
		BRAZIL NTN-B 6%	2,600,000.00	11,157,356.60	
		BRAZIL NTN-B 6%	4,300,000.00	18,275,934.83	
		BRAZIL NTN-F 10%	15,000,000.00	15,543,028.95	
		BRAZIL NTN-F 10%	32,600,000.00	32,016,783.71	

	BRAZIL NTN-F 10%	29,700,000.00	28,116,074.64	
	BRAZIL NTN-F 10%	22,100,000.00	20,336,346.61	
	BRAZIL-LFT /FRN	1,200,000.00	18,742,200.00	
	BRAZIL-LFT /FRN	1,150,000.00	17,963,287.50	
	BRAZIL-LFT /FRN	2,000,000.00	31,228,480.00	
	BRAZIL-LFT /FRN	1,350,000.00	21,079,467.00	
	BRAZIL-LFT /FRN	2,300,000.00	35,862,888.00	
	BRAZIL-LFT /FRN	1,900,000.00	29,558,129.00	
	BRAZIL-LFT /FRN	1,200,000.00	18,665,100.00	
	BRAZIL-LFT /FRN	1,800,000.00	27,969,552.00	
	BRAZIL-LFT /FRN	1,400,000.00	21,727,006.00	
	BRAZIL-LTN 0%	15,100,000.00	14,073,551.07	
	BRAZIL-LTN 0%	10,000,000.00	8,716,335.00	
	BRAZIL-LTN 0%	12,000,000.00	9,823,491.00	
	小計	163,300,000.00	405,235,763.29 (10,870,003,590)	
合計			10,870,003,590 (10,870,003,590)	

(注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ブラジル・リアル	国債証券 19銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年11月29日現在です。

【UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	6,982,351,067円
II 負債総額	35,241,144円
III 純資産総額（I－II）	6,947,109,923円
IV 発行済口数	13,710,132,584口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5067円

【UBSブラジル・レアル債券投信（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	3,255,982,748円
II 負債総額	9,117,390円
III 純資産総額（I－II）	3,246,865,358円
IV 発行済口数	2,207,933,491口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4705円

（参考）

UBSブラジル・レアル債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	10,183,691,692円
II 負債総額	38,000,000円
III 純資産総額（I－II）	10,145,691,692円
IV 発行済口数	5,238,784,764口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9366円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

- (1) 資本金の額等

2024年11月末現在の委託会社の資本金の額：

2,200,000,000円

委託会社が発行する株式総数：

86,400株

発行済株式総数：

21,600株

最近5年間における資本金の額の増減：

該当事項はありません。
- (2) 委託会社等の機構

① 経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

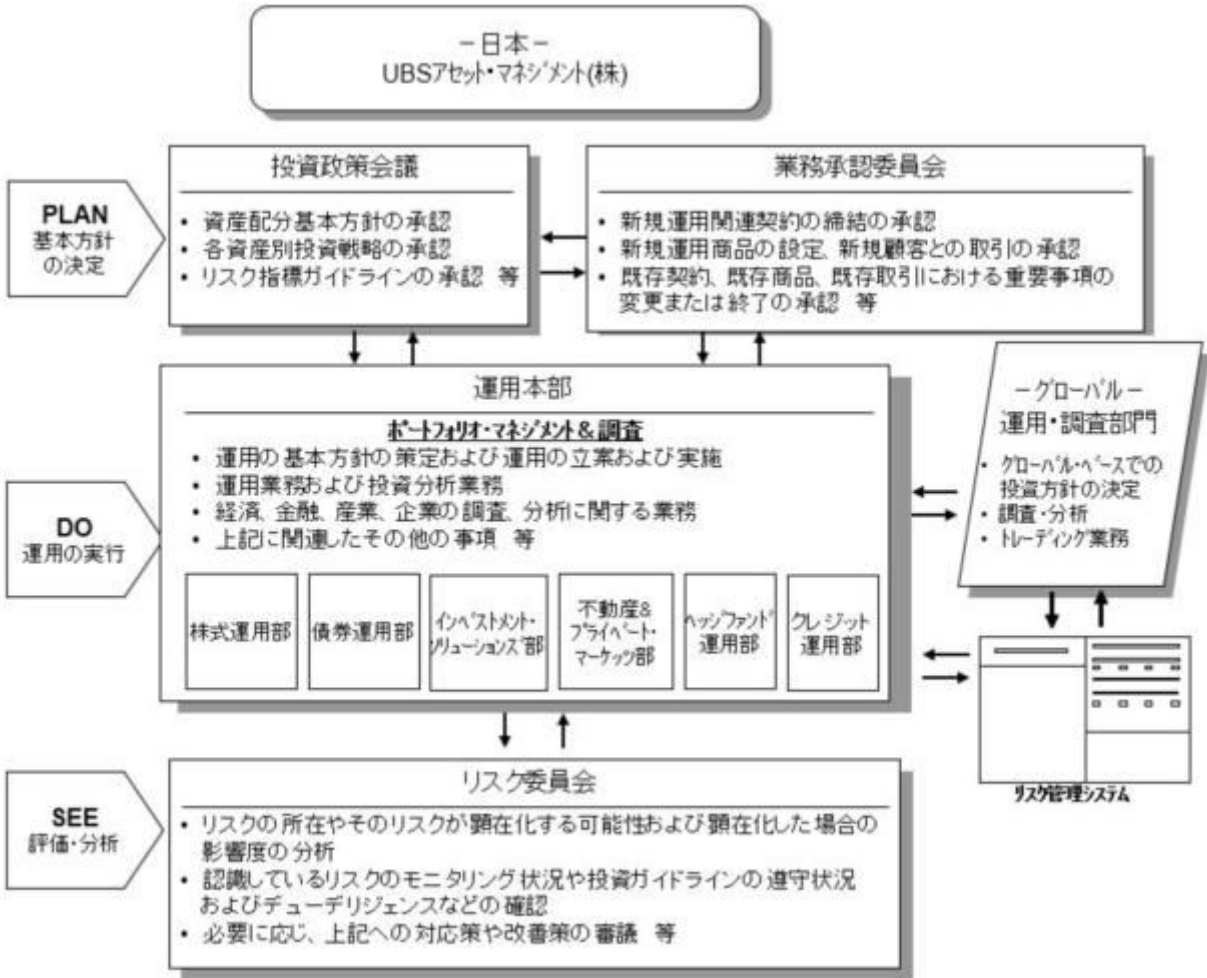
取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。
- ② 投資運用の意思決定機構



The flowchart illustrates the investment decision-making process. At the top is the parent company, **UBSアセット・マネジメント(株)** (Japan). Below it are two main committees: the **投資政策会議** (Investment Policy Committee) and the **業務承認委員会** (Business Approval Committee). The **投資政策会議** handles the approval of asset allocation, investment strategies, and risk guidelines. The **業務承認委員会** handles the approval of new contracts, products, and changes to existing ones. Both committees report to the **運用本部** (Investment Department). The **運用本部** is headed by the **ポートフォリオ・マネジメント&調査** (Portfolio Management & Research) department, which is responsible for formulating and implementing investment policies, conducting research, and managing the portfolio. It oversees six sub-departments: **株式運用部** (Equity), **債券運用部** (Fixed Income), **インベストメント・ソリューションズ部** (Investment Solutions), **不動産&プライベート・マーケット部** (Real Estate & Private Markets), **ヘッジファンド運用部** (Hedge Fund), and **クレジット運用部** (Credit). To the right of the **運用本部** is the **グローバル運用・調査部門** (Global Investment & Research Department), which handles global investment decisions, research, and trading. At the bottom is the **リスク委員会** (Risk Committee), which evaluates and analyzes risks, monitors compliance with investment guidelines, and reviews risk management strategies. A **リスク管理システム** (Risk Management System) is also shown, which interacts with the **運用本部** and the **リスク委員会**. The process is divided into three stages: **PLAN** (Basic Policy Decision), **DO** (Implementation), and **SEE** (Evaluation & Analysis).

※2024年11月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2024年11月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	36	43,695
追加型株式投資信託	79	359,522
合計	115	403,217

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		2,704,703		2,548,144
未収入金	*1		81,110		72,447
未収委託者報酬			678,328		593,096
未収運用受託報酬	*1		912,466		726,267
その他未収収益	*1		749,743		537,360
前払費用			15,574		17,754
その他			5,300		5,264
流動資産計			5,147,228		4,500,336
固定資産					
投資その他の資産			408,284		413,637
前払年金費用		55,333		128,037	
繰延税金資産		332,950		265,600	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			408,284		413,637
資産合計			5,555,513		4,913,973

期別		前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			63,740		59,897
未払費用	*1		1,420,982		1,169,924
未払消費税			53,036		2,538
未払法人税等			173,897		19,936
賞与引当金			714,825		569,228
その他			7,235		7,094
流動負債計			2,433,716		1,828,620

固定負債			3,521		-
退職給付引当金			3,521		-
固定負債計			2,437,237		1,828,620
負債合計					
(純資産の部)					
株主資本			3,118,275		3,085,353
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			918,275		885,353
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		368,275		335,353	
繰越利益剰余金		368,275		335,353	
純資産合計			3,118,275		3,085,353
負債・純資産合計			5,555,513		4,913,973

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
科目	注記 番号	内訳 金額 (千円)	内訳 金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬	*1*2	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	*1*3	2,501,320	2,133,967
その他営業収益		2,278,670	2,094,215
営業収益計		9,882,785	8,639,637
営業費用			
支払手数料		2,205,766	1,840,518
広告宣伝費		94,702	66,474
調査費		3,293,986	2,906,831
調査費		85,437	138,213
委託調査費	*1	3,208,548	2,768,618
委託計算費		202,285	200,737
営業雑経費		70,962	63,596
通信費		1,172	547
印刷費		42,621	41,830
協会費		13,372	12,131
その他	*1	13,796	9,087
営業費用計		5,867,703	5,078,159
一般管理費			
給料		2,392,220	2,235,586
役員報酬		220,428	203,957
給料・手当	*1	1,523,181	1,520,195
賞与		648,610	511,434
交際費		5,306	6,233
旅費交通費		22,406	32,999
租税公課		56,697	48,950
不動産賃借料		253,903	257,415
退職給付費用		172,439	118,068
事務委託費		399,010	271,366
諸経費	*1	52,433	69,992
一般管理費計		3,354,418	3,040,611
営業利益		660,662	520,865
営業外収益			
受取利息		6	9
為替差益		-	15,637
雑収入		2,559	-
営業外収益計		2,566	15,646
営業外費用			
支払利息	*1	15	-
為替差損		9,948	-
雑損失		3,381	3,550
営業外費用計		13,346	3,550
経常利益		649,882	532,961
税引前当期純利益		649,882	532,961
法人税、住民税及び事業税		265,271	130,274
法人税等調整額		16,349	67,350
当期純利益		368,261	335,336

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 繰越 利益剰余金		
			利益剰余金 合計			
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			△ 52,398	△ 52,398	△ 52,398	△ 52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 繰越 利益剰余金		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			△ 32,922	△ 32,922	△ 32,922	△ 32,922
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
△988千円	△2,488千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

（3）成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（4）その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

当事業年度

繰延税金資産	265,600
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っておりま
す。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発
生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資
産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)
該当ありません

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
現金・預金	1,715,919	1,062,302
未収入金	11,544	14,609
未収運用受託報酬	47	31
その他未収収益	14,985	436
未払費用	66,311	78,542

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
運用受託報酬	41	28
支払利息	-	-
営業雑経費 その他	-	1
人件費	-	-
事務委託費	690,699	627,004

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
投資助言報酬	72,151	93,454

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関
するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

2023年3月29日 臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日
----------------------	------	---------	--------	-------------	------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第29期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年12月31日	第29期定時株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2023年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,704,703	-
未収入金	81,110	-
未収委託者報酬	678,328	-
未収運用受託報酬	912,466	-
その他未収収益	749,743	-
合計	5,126,353	-

当事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,548,144	-
未収入金	72,447	-
未収委託者報酬	593,096	-
未収運用受託報酬	726,267	-
その他未収収益	537,360	-
合計	4,477,316	-

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	△49,075
退職給付の支払額	△105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	△90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	△105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	△1,073,684
小計	△51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	△55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	△6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円であります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	△29,900
退職給付の支払額	△139,913
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927

数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	△139,913
年金資産の期末残高	<u>1,084,609</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	<u>△1,084,609</u>
小計	△128,037
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△128,037</u>
退職給付引当金	-
前払年金費用	<u>△128,037</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△128,037</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	△5,927
数理計算上の差異の費用処理額	△41,757
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>56,831</u>

(注)上記の他、特別退職金35,558千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.875%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	25,670	24,400
減価償却超過額	71,600	78,300
資産除去債務	52,300	62,400
未払事業税	13,200	6,400
株式報酬費用	30,100	31,900
退職給付引当金	0	△25,600
賞与引当金	188,681	146,200
その他	3,399	3,600
繰延税金資産小計	384,950	327,600
評価性引当額	△52,000	△62,000
繰延税金資産合計	<u>332,950</u>	<u>265,600</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
--	------------------------	------------------------

法定実効税率 （調整）	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.53%	4.36%
過年度法人税等	0.00%	△0.18%
評価性引当額の増減	1.69%	1.88%
均等割	-	0.43%
その他	0.49%	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.33%	37.08%

（収益認識関係）

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
委託者報酬	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	2,184,783	1,934,008
成功報酬（注）	316,536	199,958
その他営業収益	2,278,670	2,094,215
合計	9,882,785	8,639,637

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,464,401千円	1,398,162千円	927,560千円	4,790,124千円

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,092,343千円	1,234,765千円	901,073千円	4,228,182千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,288,845千円	投資運用

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,094,243千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	5,082,362 4,321,733 41 543,156	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,715,919 11,544 13,337 61,002
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業 務及び、それに関する 事務委託等	事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	100,380 121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険 料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オーストラ リアドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポール ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万 米国ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.4億米ドル	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬事務委託費	4,809,526 5,463,144 28 576,242	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,062,302 14,609 31 69,944
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	347億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	317,045 257,415 35,389	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	38,914 138,536 22,276	その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	165百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG — Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	144,364円60銭	142,840円42銭
1株当たり当期純利益金額	17,049円15銭	15,524円82銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	368,261	335,336
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

(1) 中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,128,958
未収入金			323,721
未収委託者報酬			592,353
未収運用受託報酬			508,277
その他未収収益			851,047
その他			3,540
流動資産計			4,407,897
固定資産			
投資その他の資産			348,574
前払年金費用		147,174	
繰延税金資産		181,400	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			348,574
資産合計			4,756,472

期別		当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			39,423
未払費用			1,329,485
未払消費税等			59,338
未払法人税等			60,003
賞与引当金			266,598
その他			3,521
流動負債計			1,758,372
固定負債			
退職給付引当金			1,411
固定負債計			1,411
負債合計			1,759,783
(純資産の部)			
株主資本			2,996,688
資本金			2,200,000
利益剰余金			796,688
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		246,688	
繰越利益剰余金		246,688	
純資産合計			2,996,688

負債・純資産合計			4,756,472
----------	--	--	-----------

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益			2,103,358 1,147,840 1,198,147 4,449,347
営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 調査費 委託調査費 委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費 協会費 その他		63,718 1,420,318 306 18,906 4,359 976	881,643 7,687 1,484,037 101,760 24,548
一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 交際費 旅費交通費 租税公課 不動産賃借料 退職給付費用 事務委託費 諸経費			2,499,677 1,032,119 58,771 719,082 254,265 2,540 10,789 23,200 125,171 115,658 252,888 31,191 1,593,559
営業利益			356,110
営業外収益 受取利息 為替差益 雑収入		41 13,891 38	13,971
営業外費用 支払利息		2	2
経常利益			370,078
税引前中間純利益			370,078
法人税、住民税及び事業税			39,203
法人税等調整額			84,200
中間純利益			246,674

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340	△ 335,340
中間純利益			246,674	246,674	246,674	246,674
当中間期変動額合計			△ 88,665	△ 88,665	△ 88,665	△ 88,665
当中間期末残高	2,200,000	550,000	246,688	796,688	2,996,688	2,996,688

[注 記 事 項]

(セグメント情報)

セグメント情報

第30期 中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日			
1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。			
2. 関連情報			
(1) 製品及びサービスごとの情報 当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。			
(2) 地域に関する情報 営業収益			
	日本	米国	その他
	1,126,100千円	783,679千円	436,208千円
	合計		
	2,345,988千円		
(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。 委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。			
(3) 主要な顧客に関する情報			
	相手先	営業収益	関連するセグメント名
	UBSグループ (*1)	1,198,162千円	投資運用
(注) 委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。			
(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。			

(1株当たり情報)

第30期 中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	
1株当たり純資産額	138,735円56銭
1株当たり中間純利益金額	11,420円13銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	246,674千円
普通株式に係る中間純利益	246,674千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー	50米国ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3) 投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年 8月 2日	臨時報告書
2024年 8月16日	有価証券届出書
2024年 8月16日	有価証券報告書
2024年11月 1日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年3月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月29日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）の2024年5月21日から2024年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSブラジル・レアル債券投信（毎月分配型）の2024年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関

連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月29日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSブラジル・レアル債券投信（年2回決算型）の2024年5月21日から2024年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSブラジル・レアル債券投信（年2回決算型）の2024年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関

連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月17日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川井 恵一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。